

東京医科歯科大学医学部基礎医学優秀賞授与規則

（平成16年 4月 1日）
規則第209号

（趣旨）

第1条 東京医科歯科大学医学部医学科に、春日孟名誉教授からの寄附金400万円並びにこの趣旨に賛同する者からの寄附金を基礎医学の奨学資金（以下「基礎医学奨学資金」という。）として、基礎医学の有用性を理解し、勉学に精励する医学生を育成するために基礎医学優秀賞（以下「優秀賞」という。）を設ける。

（賛同者からの寄附）

第2条 基礎医学奨学資金のうち、この優秀賞の趣旨に賛同する者からの寄附金については、その賛同する者からの寄附金の申し入れの都度、第6条に定める委員会の議を経て資金への繰り入れを行うものとする。

2 前項により受入れを決定したときは、寄附者の氏名及び寄附金額を本規則に別表として整理するものとする。

（優秀賞）

第3条 優秀賞は、賞状及び賞品とし、次に掲げる資金をもってこれにあてるものとする。

- (1) 基礎医学奨学資金を預託することに生じる利子
- (2) 基礎医学奨学資金のうち賛同者からの寄附金

（受賞者の資格）

第4条 受賞者は、本学の医学部医学科の学生であって、第6条で定める委員会で指定する基礎医学に関する授業科目に優秀な成績を修めた者とする。

（受賞者数）

第5条 受賞者は、毎年若干名とする。

（受賞者の決定）

第6条 優秀賞の受賞者選考等に関することは、医学科教育委員会の議を経て医学部長が決定する。

2 医学科教育委員会は、学術奨励賞に関する次の事項を審議する。

- (1) 基礎医学に関する授業科目の指定
- (2) 受賞候補者の選考
- (3) 受賞者の選考
- (4) 賞品の選考
- (5) 第2条に定める寄附の受入れに関すること。
- (6) その他この選考に関すること。

（授与）

第7条 優秀賞は、卒業時医学部長より本人に授与する。

(庶務)

第8条 優秀賞に関する庶務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月18日規則第55号）

この規則は、平成20年11月18日から施行する。

附 則（平成25年1月15日規則第4号）

1 この規則は、平成25年1月15日から施行する。

2 東京医科歯科大学医学部基礎医学優秀賞受賞者選考委員会内規(平成16年制定)は、廃止する。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。